

第3回朝倉市復興推進委員会 議事録

日 時：令和2年2月21日（金）10:00～11:40

場 所：旧甘木・朝倉市町村会館2階大会議室

出席者：（委員）18名（欠席2名）、アドバイザー1名

（朝倉市）市長、副市長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、農林商工部長、農林商工部付部長、都市建設部長、都市建設部付部長、教育部長、議会事務局長、総務部付部長、復興推進室長、復興調整官

（事務局）復興推進室

（その他）関係機関等、別紙受付簿のとおり

1 開会

副市長	<p>皆様、おはようございます。朝倉市副市長の中野でございます。</p> <p>本日は年度末の大変お忙しい中、奮って皆様方におかれましてはご参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は関係機関の皆様もご同席でございます。日頃より復興に向けまして、市も皆様と力を合わせて、全力で取り組んでいるところでございます。本日はその進捗につきまして、しっかりと準備してまいりました。報告をさせていただきたいと思っております。皆様方、ご意見をよろしくお願いいたします。それでは、第3回朝倉市復興推進委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
-----	--

2 市長挨拶

市長	<p>皆様、おはようございます。市長の林でございます。</p> <p>本日は第3回朝倉市復興推進委員会のご案内を申し上げたところでございます。皆様方には大変お忙しい中にお集り合わせ、ご出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。</p> <p>平成29年7月の九州北部豪雨から2年8か月を迎えようとしているところでございます。現在、災害復旧事業につきましては、今日ご出席をいただいております、国・県のそれぞれの関係事業者の皆様方の力と、我々の復興に向けます力を結集させていただいております。応急復旧が終わりまして、本格復旧の段階に入っていると、全力で復旧事業に取り組みをさせていただいているという段階でございます。</p> <p>こういう中、令和2年度になりますと、いよいよ、朝倉市復興計画で見ますと、復旧期から再生期という段階に移ってまいりつつある状況になってきたということでございます。本日は、説明をいたしましたように3つの視点から、現在の状況を詳しく皆様方にお知らせをさせていただきたいと思っております。</p> <p>朝倉市といたしましては今日ご出席、ご協力をいただいております、復興推進委員の皆様をはじめ、関係機関と協力をいたしまして、被災者の生活再建、詳しい状況は後程説明をいたします。これを最後の一人までしっかりと支援をさせていただくということ。それから、長期避難地域の解除に向けまして、関係地域の皆様方をはじめとする、専門の先生方のご協力もいただきながら、早い時期での長期避難地域指定の解除に向けて、いま</p>
----	---

	<p>努力をさせていただいている次第でございます。</p> <p>これから先、ハード、ソフト両面にわたりまして、全力で災害からの復旧、そして復興に向けて頑張っていく必要があると思っている次第でございます。</p> <p>再生期の中で大事なものは、地域の経済を安定させることと、今申し上げました取り組みを具体的な形でお示しさせていただくことが極めて大事な段階でございます。災害復旧、そして復興が目に見える形で、被災者、被災地域につきましては、それを実感していただけるということであろうかと思っております。</p> <p>災害からの一日も早い復興・復旧に向けまして全力で頑張っておりまして、皆様方のご理解と、今後とものご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。市長としての挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	--

3 新委員紹介

大山委員	<p>皆様、おはようございます。朝倉森林組合の大山と申します。</p> <p>昨年8月に参事を命じられております。朝倉森林組合といたしましては組合を挙げて復旧・復興に向けて課題に取り組んでまいりたいと思いません。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
------	---

4 議事

手嶋委員長	<p>皆様、おはようございます。ちょうど思い起こしますと、昨年の昨日が第1回目の復興推進委員会が執り行われておりまして、今回が第3回ということでありまして、冒頭の市長からの挨拶にもありましたように、それぞれではありますけれども復旧・復興が着実に進んでいっているのではないかと考えております。それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事につきましては、採決を要するようなものはございません。事務局の報告に対し、委員の皆様からの意見、質疑をいただき、今後の復旧・復興に反映していきたいと事務局から伺っております。その点をご理解いただきながら、活発なご議論をお願いしたいと思います。なお、発言の際にはお名前をお知らせいただきたいと思います。それでは早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>「(1) 生活再建の取り組み」についてを議題として、事務局からの説明をお願いします。</p>
-------	---

(1) 生活再建の取り組み

復興推進室から資料1により説明

手嶋委員長	<p>説明が終わりました。それでは、ご意見、ご質問等あれば、お受けいたします。どうぞ。</p>
伊藤委員	<p>松末地域の伊藤と言います。</p> <p>まず、先日、松末地域の全体集会を催しました。朝倉市をはじめ、関係機関の皆様、日曜日の大事な休息の時間にわざわざお越しいただきまして、ありがとうございました。おかげで、地域住民も幾分安心はしているものの、また今後とも一つよろしくお願いをしたいと思います。幾つかお</p>

	<p>尋ねないし、考え方をお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず一つは、数字が刻々と変わってはおりますが、再建の4ページで示されている「本再建」、あるいは、この表の中で「コミュニティ再建率」29.2%、どのようにこの数字を分析されてあるのか、それが一つ。</p> <p>それから、8ページ「⑥長期避難世帯認定」の中で、ここで例えば乙石、中村、石詰、小河内、これは松末地域の管内ですけれども、なかなか認定という指定の中で再建が困難な状況になっているのは、十分理解できるわけですが、その時、認定を区域外でないと、後の加算金等については出ないと聞いておるんですけれども、やっぱり地域の再建をするならば解除後の部分についてはあつて然るべきではないかと考えるんですが、いかがなものでしょうか。</p> <p>それから12ページ「③災害公営住宅の整備」の中に関わることなんですけれども、入居の条件が幾つかある。その中で、例えば家は被災を受けてないけれども、家の被災はわずかなことで、一部損壊程度であるけれども、長期避難等も関わって、現在、みなしなり、あるいは自力避難をしている。そういう中で、この災害が起こったが故に家庭内等で色々とトラブルが発生したりする。そういうときに、今まで被災前の状況は一世帯とみなしていたけれども、被災後、色々な状況の中で別れて生活をしなければならないようになった場合、そういった状況の中で、ここで言われるように令和2年7月以降は、災害に関わらず一般の方の入居も可能ということなんです、時間的余裕は無いわけですね。そういう部分を考えてときに、何らかの方策は無いのか。以上3点についてお尋ねします。</p>
復興推進室長	<p>復興推進室長です。</p> <p>まず、1点目の4ページの松末地域のコミュニティ内での再建率が29.2%をどのように分析するかについてのご質問でございます。この内容につきまして、まず29.2%の上2つになりますが、再建率自体が69.8%、こちらの方も最も低い数値となっているところでございます。松末地域が皆様ご承知のとおり、災害の被災の状況が大きく、まだ長期避難の指定でありますとか、復旧事業がなされている状況で、自宅に戻りたいけれども戻れない状況があります。その中でコミュニティの再建率としても、現実として公営住宅等が20件流出した現実もでございます。私どもといたしましても、そのための施策として、後ほど説明する予定ではございますけれども、住宅施策につきまして、コミュニティに戻れるような形、手立てをしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>また、8ページの長期避難の関係でございます。長期避難につきまして、長期避難の乙石の集落であるとか、そもそもの集落の中に期間中は戻れない、支援がないということでございます。そして、長期避難が終われば半壊や一部損壊の方々については、被災者生活再建支援法の支援が無いというのは現実としてございます。法律での再建加算等の支援は、どうしても法の範囲内では、私どもも手立てが出来ないところでございます。それをカバーする為に、義援金では長期避難地区にお住まいの方が長期避難解除後、住んでいた家を扱いたいというご意向があるという予測がありましたので、あらかじめ長期避難解除後、1年間は家を扱えることについては、義援金の範囲内で上限が420万円という枠がありますけれども、そちらの中で支援をさせていただきたいと考えていたところで</p>

	<p>ございます。その1年間ということも配分委員会の中で決定頂いた内容でございますので、その期間が短い、長いということもありませんが、期間についても今後、配分委員会に諮っていく必要があるかと認識をしているところでございます。</p>
都市計画課長	<p>災害公営住宅の件でございます。災害公営住宅の入居につきましては、幾つかの条件がございます。ご存じであるかと思えますけれども、確認の上で、再度説明させていただきたいと思えます。</p> <p>まず、災害公営住宅の入居要件の大きなものとしまして、リ災証明書が全壊である世帯、それから、リ災証明書が半壊または大規模半壊でありますけれども、修繕や補修では住宅としての機能が回復できないという程の損害を受けたということで、住宅を解体または解体する見込みであることというものがございます。それから一般公営住宅と同様に、所得が一定金額以下である世帯ということで、災害公営住宅の場合は、その世帯の所得が月額 259,000 円以下というような条件がございます。</p> <p>それで、災害を受けてということで、ご家族が分離して生活をしなければならない状況になっているという方々につきましては、分離をされても、このような条件があれば、災害公営住宅へ入居していただくことが出来るということでございます。7月からは、先ほども説明がありましたように、一般公営住宅としての入居要件となりますので、その辺を加味していただければと思っております。</p>
手嶋委員長	伊藤委員、どうぞ
伊藤委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、3点お尋ねをした訳ですけれども、基本的には松末地域は被災の状況が大きく、非常に厳しい実態であると回答されたという風に聞きました。で、あればあるだけ、その根拠となる条例か何か知りませんが、そこは適合しない、松末には当たらない、であれば、その条例を変えるとか色々な方法があつて然るべきかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
復興推進室長	<p>前段で、まず、被災者生活再建支援法の範囲のことについては、法の規定なので、そこで条例でどうこう扱うことはできないという事は申し訳ありませんが、ご了解いただきたいと思えます。その他の具体的な施策について、松末地域の中だけでとか、松末地域に限らず、被災が厳しいところについて特例的な条例を整備してでも具体的な支援策を作れないのかというご提案と受け止めております。その点について、いまここで、具体的に私共が回答できることではないんですけれども、具体的にどういう施策、支援が望まれているのか、コミュニティ会長とも話をして、一、二点頭の中に浮かぶことはあるんですけれども、そういうものについて、組織として出来るかどうかは持ち帰らせていただきたいと思えます。</p>
手嶋委員長	持ち帰られるということで。
伊藤委員	後でまた、関連もありますんでお願いします。
手嶋委員長	他に、どなたかございますか。
泉委員	<p>杷木の泉です。意見だけを言わせていただきます。</p> <p>今、公営住宅の件が出ていますので、関連してですけれども、建物は立派なものがありました。38の所帯が入っています。12部屋が空いているわけで、7月から一般で募集を始めるという形の中で、市としては50戸の入居を見越して、ひとつの区をつくる。令和2年の4月からというこ</p>

	<p>とですけれども、現在のところ、何度も住民と市と協議しながら、新年度に向けて区会長選任が行われていますが、まだ決まっていない。最終的には今晚また19時から話し合うといった状況なんです。それが1点。どうなるのか分かりませんが、</p> <p>それと、市が復興住宅として建てて立派な建物ができましたけれども、もう少し集まりやすくしてほしい。集会所ができ、現場を見られた方はわかると思いますけれども、鉄の扉。入住民との話の中で聞くのが、仮設住宅の方が良かった。仮設住宅は外の話声が聞こえる、誰かの声が聞こえるけん出ていくと言われる声もある、そういった状況の中で、住民が孤立しています。</p> <p>あとですね、言いたいのは集会所が出来ましたけれども、条例、いろいろな法律に基づいて集会所ができた。建物だけ建ったが、中の設備は全然ない。エアコンもない、机もなし、椅子もなし、そういった状況でした。その点を杷木のコミュニティ連合会で、グリーンコープさんと災害時の協定を結ばせていただきました。そういった関係でグリーンコープさんがエアコン、机・椅子を全て譲ってくれました。そして、もう一点は、空き地がかなりあります。そういった状況の中で、できるだけ外に出てお互いが話合う場所を作っていたらいいということですね、杷木コミュニティが緑の羽事業で、補助事業を取り入れまして、一部空き地に植物を植えたり、自然石のベンチを置いたりしました。今言ったこと、それ以上のこと、市営住宅にないものを考えて、市が配慮すべきでなかったのだろうと私は思います。その辺、意見を述べさせていただきたいのと、もし、区会長が選出されない場合、行政はどう考えているのか、その点だけお答え願いたいと思います。以上です。</p>
復興推進室長	<p>災害公営住宅が、杷木の場合は一つの自治会として、行政区として、今区会長の選任が進められている中で、なかなか決まらないという話は私も伺っております。その中で、支障となるようなことについて、お住まいの方との話を私も今月頭にちょっとやってきました。その中で、支障は具体的にはありますけれども、それを排除する形で、まずは区会長の選任については努めて参りたいと思います。</p> <p>また、備品の検討についても、今までの応急仮設住宅で使っていた備品等を使えるような形がスムーズにいければ良かったですけれども、そこはちょっと手違いがあったもので、そこについても今整備を進めているところですので、お住まいの方々に説明を丁寧にしていきながら、やっていきたいと思っております。また、やはり方言で言う「とぜねー」、公営住宅に住んでいると「寂しい」とのご意見もお聞きするところでございます。毎週月曜日、杷木の方では『えんがわ』という形でやらせていただいておりますけれども、それと合わせて、先ほど説明しました交流活動、そういうソフト的な支援も今後新たにやっていきたいと思っております。以上です。</p>
泉委員	決まらん場合はどうすると。
復興推進室長	区会長が決まらない場合ということでございますけれども、そこは今までも市内の中で、過去にどうしても決まらないケースがありました。それについては、根気強く行政の方からお願いに伺うということしかないと考えております。

手嶋委員長	<p>他に無ければ、次の議事に移らせていただきます。</p> <p>それでは「(2) 災害復旧事業の取組み」について、事務局から説明をしていただきます。なお、各地域において、関係機関の事業説明会が随時行っておられますので、今回の委員の皆様におかれましては、時間の関係上、個別資料の質問は控えていただきますようお願いをいたします。それでは、説明をお願いいたします。</p>
-------	---

(2) 災害復旧事業の取組み

復興推進室から資料2により説明

手嶋委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それではご意見、ご質問等がある方、お受けいたします。どうぞ。</p>
羽野委員	<p>蜷城コミュニティ会長の羽野でございます。</p> <p>桂川の掘削工事でございますが、いま蜷城周辺でも盛んに行われ、また上流地域でも行われていると聞いているわけでございます。そういった中で、桂川の一番下が蜷城でございますから、随分水が集まってくるという心配があるわけでございます。そういった中で、筑後川の出口については一向変わっておりませんし、その中で私ども蜷城として期待をしておりますが、金川地区に設けられる遊水地について、これを非常に蜷城としては期待しておりますけれども、他地区でございますので情報が入ってこない状況でございます。そういった中で金川の遊水地がどうなるとするのか、進捗状況がどうなるとするのか、その辺を聞かせていただきたいということでございます。以上でございます。</p>
手嶋委員長	<p>個別案件ですけど良いですか。</p>
復興調整官	<p>調整官の恒吉でございます。</p> <p>県の方で、工事の計画が行われております。桂川の29年7月災害の豪雨のカットをしていくということで、河道で流すものの一部を、池を造って、そこで一部カットする、これがいわゆるこの計画でございます。これについては、金川地区ということで、この間、金川地区の方で議論を進めておりました。最近、協議の結果、一部変更する部分が出て来ておまして、当時、一番最初は、水田を耕作しながら遊水地を造るということで、地上権設定方式でございましたけれども、今の計画では相当面積が広くなるというようなことで、優良農地を潰す、面積が広くなるということで、それを従前どおりの規模にするということから、堀込式の、いわゆる全ての河川、河川区域ではある訳ですけども、稲を作らない、水田ではない、全てを河道の一部という形で堀込んでいく、こういう風に計画を変更しております。その計画変更した内容について、現在、地域と協議が進んでいる段階でございます。まだ地域との協議は整っておりませんので、鋭意やっているとところでございますけれども、全体に対して、工事の説明をする段階にはまだなっていない。こういう風に話を聞いているところでございます。以上です。</p>
手嶋委員長	<p>他にございますか。</p>
伊藤委員	<p>松末の伊藤です。</p> <p>今から私がお尋ねすることは、前段があります。出た杭を打つんじゃなくて、出ない杭を引き上げる、そういう観点からは是非考えて欲しいなと思ってます。というのは、どういうことかと申しますと、色んな説明があ</p>

	<p>りましたように、復旧・復興に関わって関係機関が沢山あります。これは住民もなかなか分かりづらいんですけども、例えば同じ砂防にしても、権限代行で行っていただく国の砂防がある。と同時に、県土事務所が行っていく、災害復旧センターですか、そこが行っていただく砂防がある。福岡県の一般会計予算の中で、年次計画でやる砂防がある。同じ砂防でも関係機関が幾つも分かっているわけです。そういう事業の中で、例えば施設を作る為に用地の了解を求める。あるいは用地取得の為に買収が行われる。色々な形が行われるんですけど、関係機関の取組みにより、対応が違うわけですね。具体的にはどういうことかという、例えば、一般的な土地の購入、買収等については、用対連（用地対策連絡会）で対応していくという風に言われます。基本的な部分と同じであっても、例えば地目が田、山林、なかなかこの評定が難しいかと思うんですけども、そこに情が入る部分がないのか。あるいは、用地の砂防施設を作るときの砂防指定区域の設定、基本的に国交省は砂防指定区域全体を買収いたします。ところが、県土事務所の部分については、砂防区域は設定するものの、その中の施設としての部分のみ買収する。そうすると区域と買収した境界線の余地が出来るわけですね、この部分については、一定の減免の措置とかはあるみたいなんですけど、地権者にとって、地元民にとっては、そんなことは非常に分かりづらい。指定区域に指定するならば、区域全体を買収すれば良いのではないかと思うんですけども、内容が違う。あるいは色々な買収に関わっての手続き、境界確認もありましょうし、あるいは色々な手続きの為に、法務局に出ていかなければならないこともありましょうし、色々な部分に係る費用の算定等についても、関係機関によって差がある。同じ事業をするのに、地域住民としては非常に分かりづらいし、おかしいのではないかという思いがするわけです。今ここでどうこうということは出来なからうと思いますが、私はやっぱり一定合わせるべきではないのかという思いを持っています。その時に冒頭申しましたように、出てる杭を打つのではなく、引っ込んで杭を引き上げる、そういう形での対応を是非お願いしたいと思います。以上です。</p>
<p>総務部付部長</p>	<p>先ほどのご指摘の点でございます。 今回、こういう大きな災害復旧を進めるために用地取得、地域のご協力をいただくことは本当に重要なことでございまして、先ほど伊藤委員がおっしゃられたことは非常に課題もあるかと思っております。そうした中で、関係機関が集まりまして、隔週で関係機関定例会というのをやっております。そうした中で、用地を含めた諸課題、こういったものを議論させていただいているところでございます。先ほど、おっしゃられた用地につきましては、やはりそれぞれの関係機関の考え方、基準に基づいて、この用地取得が行われていますので、なかなかこれを一緒に、基準を合わせるというのは難しいかとは思いますが、この用地取得等を行っていく中で課題があれば、この関係機関定例会の中で議論を進めさせていただいて、朝倉市としても用地取得を進めていただかないと、事業が進まないという風に考えておりますので、朝倉市としてもしっかり勉強して、関係機関とお話をしていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>ここで、結論が出ないというのはもちろん分かって私は言っているつもりなんですけど、是非その部分についてはやっぱり、何か考えてもらわな</p>

	<p>いと。そしたら、なんで県土がするのか、なんで国交省に頼まんのか、とにかくですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、別件なんですけれども、もう一点。残念なことに7月5日にあのような大災害が起きました。その結果、こういう会合がもたれているわけなんですけれども、そして、時間の経過と共に復旧・復興工事が進んでいきます。そういう中で、基本的には特に、これは権限代行ではなくて、市に関わる部分なんですけれども、原型復旧という言葉がよく出てくるわけです。しかも、災害発生当時、限られた期間の中で、計画を立てなければならぬ、復興計画を立てなければならぬ。その部分については、基本的に原型復旧という形で立てている。ところが、復興計画は翌年3月末日に復興計画を策定いたしました。皆さんで作ったわけなんですけれども、その中では十分考えられる復興という、改良復旧という観点からの意見、そういったものも沢山あったらと思うんです。ところが実際、工事をするときには、原型復旧の部分でしか予算要求していないし、補助金もおりていない。したがって、改良復旧、その後の地域住民の要望等についてはなかなか難しい。確かにお金を伴う財政的な部分がありますから、厳しかろうと思うんだけど、もし災害が起こっちゃなんだけれども、起こったときには、基本的にいろんな制約があつて、規約があつて、規則があつて、原型復旧の予算要求しか出来ない、あるいは設計しか出来ない部分はあるけれども、私は十分に幅を持った改良復旧を含めた復興計画を立てるといふような部分には是非今後していただきたいと思ひています。以上です。</p>
復興調整官	<p>松末の伊藤会長はこの3回の委員会で、この趣旨のことを3回おっしゃっているわけでございます。私も、3回同じことを言うことになると思ひます。ご存じの通り、災害が起きたらその復旧は一日も早くやる、ということが災害の基本でございまして、そういう法律になってございます。一日も早くやるということで、基本的には原形復旧で行うのが災害復旧の大原則であります。同時に、法律によりますと、再度災害を防止するという部分もございまして、一定の災害の規模が大きい場合には、例えば『一定災』というような名前がございまして、改良復旧を行うことが出来る、こういう風になってございます。今回の、私どもが受けたこの被災については、赤谷川ははじめ改良復旧で査定が行われた、こういうことでございまして。これも全国的に見ますと非常に例外的でございまして。国の方と、それぞれ県など交渉していただきまして、そういう改良復旧がなされました。</p> <p>市の河川の部分については、河川法に基づかない河川の部分を市が管理しているわけなんですけれども、ここにつきましては、大規模でとんでもない状態になっているようなところについて、一部の河川でこの一定災という形で、改良復旧が認められました。それ以外については、原則的どおりの原形復旧となつておるところでございまして。そういう中で、復旧計画の中で皆さんの意見を交えて立てました。そこで確かに、『復興』ということを書いております。私たちは復旧し、復興していかなければならぬという観点でそれを作りました。ただ、例えば改良される河川に朝倉市の市道があつて、そこに橋梁が架かっているということでございまして、例えば赤谷川に10mの川が30mになれば、橋の長さも3倍になります。</p>

	<p>その橋については、原形復旧という形で、朝倉市については査定が行われております。それを今度は、4mの橋梁の幅を5mにする、あるいは6mにする、そんなに拵がるようなことはないですよ、普通。3m程度の橋はいくらでもある、それを4mにでもしてくれ、これが地域の声でございます。その時に、そういう声はよく分かります。この際にやっていた方が安いんです。そういうことですが、それはなかなか拵げる部分につきましては、市が単独で別途予算を確保していかなければならない、こういうこともございますので、非常に私ども議論を重ねましたが、残念ながらそれに十分応えることは出来ないということで、地域の皆さんに、ここは原形通りの幅ですよ、ということをお話しし、理解をしていただきながら、進めているところでございます。こういう考えで全体を進めております。色々と地域から不満の声も多く聞いているわけですが、私どもとしては、一日も早い復旧を成し遂げなければならないと思っています。以上です。</p>
手嶋委員長	<p>他にございますか。 無ければ、次の議題に移らせていただきます。それでは「(3) 復興の取組み」について、事務局から説明をお願いします。</p>

(3) 復興の取組み

復興推進室から資料3により説明

手嶋委員長	<p>説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ。</p>
伊藤委員	<p>松末の伊藤です。 いろいろ意見なり、質問はいたしますが、感謝していることは間違いなく、感謝をしておりますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。自分たちでは出来ないことを皆さんが昼夜を問わず頑張っていることについては、ありがたく思っていますが、冒頭の部分で質問しましたように、色んな部分でやっぱり面積とか、そういう部分でないと判断出来ないという、一般的には平均的な、平均化というか、特価した部分ではなかなかやりづらいついていう部分、それは十分分かっているんです。特にこの部分で、お尋ねしたいのは嵩上げ事業、国交省の皆さん方が具体的に取組む中でこういう部分が市の要請のもとに出来たということは、非常に有難いと思っておりますが、ここでいう例えば5戸という条件、こういうのが松末地区に当てはまるのかと。人口も少ない、世帯数も少ない。そしたら一戸でも嵩上げをするというところがあったら、それも対象にして良いのではないのかと。前から高齢住宅等についても、一件でも作ったらどうかと言ったら、管理上5件以上でないとだめだ。全てが規制、いろんな部分で制約を受ける、それは現場の実態に、地域の実態にそぐわないのではないかと。色んなことを言ったら、きりが無いほどあります。あえて挙げませんけれども、そういう部分を考えていただいたら、何らかの、やっぱり手立てを取っていただかないと、折角つくっていただいた、こういった事業が十分に活用できない、そのように思いますが、いかがなものでしょうか。</p>
都市計画課長	<p>まず、被災宅地の嵩上げ事業の5戸という条件でございます。 これにつきましては、先ほどの説明でもございましたように、国の補助</p>

	事業を使って、事業に取り組むということ・・・
伊藤委員	委員長、もういいんですよ。その言葉なら。 分かってるんだから。だからどうかしてくれって言っている。どうかならんのかって。
都市計画課長	特に、農地の区画整理事業における復旧が、今現在計画をされております。その中で換地計画が今進められておりますけれども、5戸となるようなところで、極力5戸となる条件を満たすような計画を行っていくところで、極力、この事業で対応が出来るところで取り組んでいるところでございます。
伊藤委員	農地の区画整理に伴う農地の再編ということでの換地、農用地の換地の中で、例えば5戸とかは十分に分かるわけですが、それに関わらない部分もあるわけですね。それに関わらない部分で、やっぱり今後の安全対策を考えたら、嵩上げした方が良い。そういう部分についての対応もあって然るべきではないか。なぜ5戸なのか、みなし仮設住宅の延長の問題だってそうです。国の決まりで決まっているから、どうにもならない。これじゃあ地域の実態に合わないのではないかと、そう思うのは地域住民としてごく当たり前のことだと思います。東北で何千戸、何千世帯が流出をした、尊い何千人という方が亡くなった。松末地域では19名しか亡くなっていない。被災家屋は百六十数件、だからうんぬんなのか。家が全壊したのは東北だろうと松末だろうと同じなんですよ。そういう部分についてね、何か考えよう、発想を変える、そういう部分でいかないと、全部答えは法律で決まっています、と思うんですけどね。松末の伊藤の答弁と思って聞いていただく、聞くか聞かんかは知らんけども、それならそれでも結構なんですけどね、一生懸命頑張ってもらっているのに、もうちょっと被災者に寄り添うとか、皆さん発言されているでしょ、災害の時に。ところが被災者に寄り添うけれども、法律の壁があります、規則の壁があります、条例の壁があります。特に市ができる部分については、条例を新たにつくって考えてもらえるし、そんな取組みを是非して欲しい。以上。
副市長	副市長の中野でございます。 個別の回答にはなりません、復興計画にある『寄り添う』という言葉を使ったのは、そのとおりで、被災者の皆様方の気持ちにできるだけ添って、説明をつくす、実現可能な方策を探っていくという気持ちで、そういう言葉を使っております。必ずしも、そういった制度の壁が越えられたケースも多くありますが、これまでも何度もご意見を伺いながら、例えば国や県にお願いをして、制度を変えていただいたり、拡大していったようにしているものも多くございます。冒頭申し上げたように、個別のお答えにはなりません、この復興推進委員会で、改めてこの場で委員からいただいた言葉でございますので、引続きそれを肝に銘じまして、出来ることはないか、それを関係機関と協議しながらやっていくことをお約束したいと思っております。以上でございます。
手嶋委員長	他には。
原田委員	久喜宮の原田です。 私の方からも、被災宅地の嵩上げについて、先ほど寒水川の流域で、今年度において測量を始めていただいております。大変感謝をいたしておりますし、また被災者も宅地の嵩上げについて、期待を大変いたしております。

	<p>す。ところが、その中で、水路それから市道の嵩上げにも、先ほど世帯数が5戸以上と言うのがありました。市道や水路の嵩上げにも条件に入っておるといことで、寒水川流域の寒水区については、測量が出来るけれども、古賀区については戸数が少ない。それから寒水川の改良復旧によって市道が要するに上がる、嵩上げ状態になるのであれば条件が整うかと、こういうことも聞いております。大変、宅地嵩上げについて、非常にいい事業だと思ふ反面、制約的な部分、細かいところまで制約があつて、市道なり、水路の嵩上げが既存の状態が必要が無いものであれば宅地だけでも嵩上げ可能だと取り組みでないとなかなか実現が難しいのではないかなと思つておるところです。</p>
総務部付部長	<p>この宅地嵩上げ事業については、やはり制度の壁はあるものと認識しております。ただですね、先ほど伊藤委員からもおっしゃられた、宅地を上げて欲しいという要望は地域から上がっていることは、朝倉市としても認識しております。そういった中で、来年度、『朝倉市復興実施計画』というものの策定するという説明をさせていただきました。この中で、被災地域の宅地嵩上げについても、この中で議論をしていくつもりでございます。5戸という制度の壁はございますけれども、先ほどおっしゃられた1戸、2戸の宅地を上げられない。これはこの事業では出来ないと思つております。ただ、別の事例としましては、関係機関の協力をいただきまして、災害発生土砂を盛っていただいて、それを埋め立てて宅地嵩上げをしたという事例もございます。そういったものが出るのか、そういったものに何か壁があるのか、ここは復興実施計画の中で議論はさせていただきたいと思つておりますので、被災者に寄り添つた議論はさせていただきたいと思つております。</p>
原田委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
手嶋委員長	<p>他に無ければ、以上で議事を終了させていただきます。 以上で本日の議事は終了いたしました。皆様方のご協力によりまして、円滑に進めることができました。誠にありがとうございました。 それでは、進行を事務局に返させていただきます。</p>
総務部付部長	<p>ありがとうございました。 事務局より、1点ご連絡があります。次の開催日時につきましては、事業の進捗状況を考慮しながら、開催してまいりますので、改めてその日程につきましてはご案内させていただきたいと思ひます。</p>

5 閉会

総務部付部長	<p>以上で、第3回朝倉市復興推進委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。</p>
--------	---